

# 令和元年度 国有財産監査の結果

---

財務省理財局

## 監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施。

具体的には、監査の基本的な考え方及び毎年度の監査方針を各省各庁及び財務局等へ明示した上で、毎年度財務大臣の定める監査方針に従い、財務局等が実地監査計画を立て実地監査。

## 令和元年度における監査結果

令和元年度においては、国有財産の有効活用の促進などに主眼を置き、庁舎等の耐震性能不足への対応や既存庁舎の徹底活用といった観点（注）を踏まえつつ、行政財産について、「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」の使用実態の実地監査を重点的に実施。

また、普通財産について、特別会計の廃止により一般会計化されたものなど、「各省各庁所管の普通財産」の実地監査を重点的に実施。

（注）「今後の国有財産の管理処分のある方について－国有財産の最適利用に向けて－」答申（令和元年6月14日財政制度等審議会）における庁舎需要等への対応についての提言（「老朽化・耐震性能不足への取組み」及び「地方都市における既存庁舎の徹底した活用」）の観点を踏まえた監査を実施。

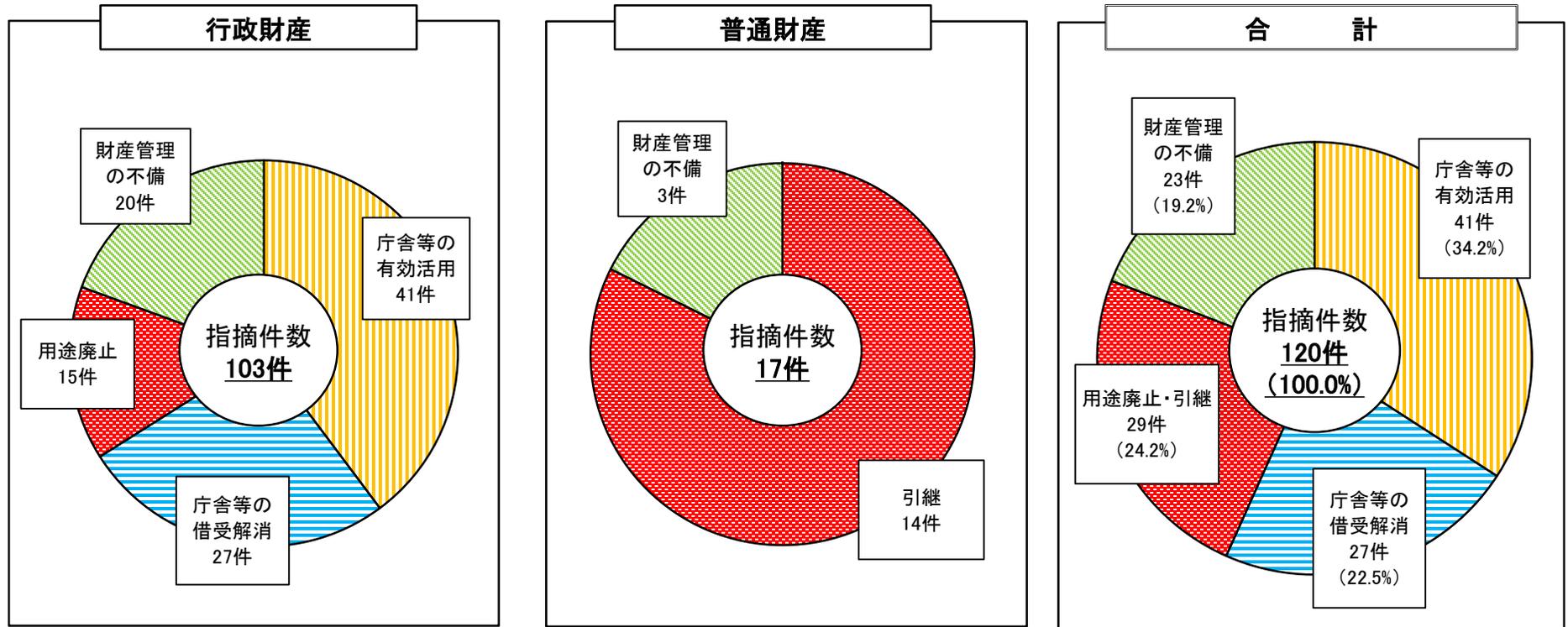
### ＜監査結果の概要＞

全国11の財務局等において、513件の実地監査を実施し、国有財産の有効活用や国の財政への貢献等の観点から、120件（23.4%）について問題点を指摘。

### ＜対象財産別内訳＞

- 行政財産：借受庁舎や官署に求められる耐震性能が不足する庁舎から、余剰スペースのある庁舎や必要な耐震性能を有した庁舎へ官署を移転させることにより、有効活用、借受解消、用途廃止を求めたもの等。（実施件数 421件のうち、指摘件数 103件）
- 普通財産：事業用地取得のために保有する代替地のうち、利用が見込まれないものについて、財務省への引継ぎを求めたもの等。（実施件数 92件のうち、指摘件数 17件）

# 令和元年度監査結果（指摘内容別）



指摘内容	行政財産		普通財産		合計	
	件数(件)	( )	件数(件)	( )	件数(件)	割合(%)
庁舎等の有効活用	41	(60)	0	(0)	41 (60)	34.2 (44.4)
庁舎等の借受解消	27	(20)	0	(0)	27 (20)	22.5 (14.8)
用途廃止・引継	15	(24)	14	(0)	29 (24)	24.2 (17.8)
財産管理の不備	20	(31)	3	(0)	23 (31)	19.2 (23.0)
<b>合計</b>	<b>103</b>	<b>(135)</b>	<b>17</b>	<b>(0)</b>	<b>120 (135)</b>	<b>100.0 (100.0)</b>

(注)各欄の( )書きは、平成30年度監査結果の件数、割合である。

# 令和元年度監査指摘事例（四国財務局指摘事案）

《公用財産：耐震性能を有した庁舎の確保、非効率使用の改善及び用途廃止を求めた事例》

部局名等	①法務省徳島地方法務局 ②財務省四国財務局 ③農林水産省中国四国農政局（④国税庁高松国税局 ⑤防衛省中国四国防衛局）	監査対象財産の概要
対象口座等	<p>①【徳島地方合同庁舎】《耐震性能Ⅱ類庁舎》 所在地：徳島県徳島市徳島町城内6-6 会計：一般会計・労働保険特別会計（労災勘定・雇用勘定） 土地：6,051.76㎡ 建物：建1,346.66㎡/延7,184.28㎡（RC-7-1外・昭和51年2月築外）</p> <p>②【徳島第2地方合同庁舎】《耐震性能Ⅲ類庁舎》 所在地：徳島県徳島市万代町3-5-2 会計：一般会計 土地：2,294.39㎡ 建物：建813.55㎡/延4,525.30㎡（RC-5-1外・平成2年9月築外）</p> <p>③【中国四国農政局徳島市庁舎】《Ⅲ類官署》 所在地：徳島県徳島市中昭和町2-32 会計：一般会計 土地：1,734.81㎡ 建物：建474.09㎡/延1,992.98㎡（RC-5・昭和60年3月築）</p> <p>（以下、平成28年度監査実施分） ④【徳島税務署】《Ⅲ類官署》 ⑤【自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所】《借受：Ⅲ類官署》</p>	<p>◆ 耐震性能を有した庁舎の確保、非効率使用の改善及び用途廃止について</p> <p>① 徳島地方合同庁舎（Ⅱ類庁舎） 【耐震性能の確保・非効率使用の改善】</p> <p>② 徳島第2地方合同庁舎（Ⅲ類庁舎） 【耐震性能の確保・非効率使用の改善】</p> <p>③ 中国四国農政局徳島市庁舎 【用途廃止】</p> <p>④ 徳島税務署</p> <p>⑤ 自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所</p> <p>（注）平成28年度監査指摘済</p>
指摘内容等 【検討事項】	<p>《耐震性能を有した庁舎の確保》 ○監査の結果、徳島地方合同庁舎（耐震性能Ⅱ類、以下「徳島合庁」）は、官署退去による空きスペース（約2,600㎡）の発生が見込まれ、徳島第2地方合同庁舎（耐震性能Ⅲ類、以下「第2合庁」）に入居し耐震性能が不足する徳島財務事務所及び徳島労働局徳島事業支援コーナー（共にⅡ類官署、以下「財務事務所等」）が移転可能な面積を確保できることが確認された。</p> <p>○このため、徳島合庁に財務事務所等を移転入居させ、耐震性能を有した庁舎の確保を図る必要があると指摘したもの。</p> <p>《非効率使用の改善及び用途廃止》 ○監査の結果、徳島合庁は、老朽狭隘の徳島税務署が移転可能な面積を確保できることが確認された。また、第2合庁は、財務事務所等の退去（約570㎡）及び余剰（約450㎡）の創出により、非効率使用の農政局徳島市庁舎及び借受庁舎の徳島募集案内所が移転可能な面積を確保できることが確認された。</p> <p>○このため、徳島合庁に徳島税務署を入居させ、また、第2合庁に農政局徳島市庁舎及び徳島募集案内所を入居させ、それぞれ非効率使用の改善を図るとともに、農政局徳島市庁舎を用途廃止する必要があると指摘したもの。</p>	<p>《未利用財産（土地）合計》 ○台帳数量：3,657.50㎡ ○台帳価格：約360百万円</p> <p>財産（土地）の概要 台帳数量：1,922.69㎡ 台帳価格：約192百万円</p> <p>財産（土地）の概要 台帳数量：1,734.81㎡ 台帳価格：約167百万円</p>

# 令和元年度監査指摘事例（沖縄総合事務局指摘事案）

＜公用財産：耐震性能を有した庁舎の確保、非効率使用の改善及び借受解消を求めた事例＞

部局名等	①内閣府沖縄総合事務局 ②法務省那覇地方検察庁 ③農林水産省九州森林管理局 ④⑤防衛省沖縄防衛局	監査対象財産の概要
対象口座等	①【那覇第2地方合同庁舎（1号館）】《耐震性能Ⅱ類庁舎》 所在地：沖縄県那覇市おもろまち二丁目1番1 会 計：一般会計 土 地：22,436.59㎡ 建 物：建2,157.99㎡/延10,546.72㎡（RC-4-1-平成15年6月築）  ②【那覇第一地方合同庁舎】《耐震性能Ⅲ類庁舎》 所在地：沖縄県那覇市樋川1丁目377番57 会 計：一般会計 土 地：18,009.42㎡ 建 物：建2,683.40㎡/延20,743.41㎡（SRC-8-1外-昭和61年5月築外）  ③【沖縄森林管理署】《Ⅲ類官署》 ④【自衛隊沖縄地方協力本部】《Ⅲ類官署》 ⑤【那覇防衛事務所】《Ⅲ類官署》 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">}（借受）</div>	<p>◆ 耐震性能を有した庁舎の確保及び非効率使用の改善について</p> <p>①那覇第2地方合同庁舎（Ⅱ類庁舎） 【耐震性能の確保・非効率使用の改善】</p> <p>②那覇第一地方合同庁舎（Ⅲ類庁舎） 【耐震性能の確保・非効率使用の改善】</p> <p>耐震性能ミスマッチ 解消</p> <p>余剰</p> <p>余剰</p> <p>耐震性能ミスマッチ（国土地理院：Ⅱ類）</p> <p>移転の上、借受解消</p> <p>移転の上、借受解消</p>
指摘内容等【検討事項】	<p>《耐震性能を有した庁舎の確保及び非効率使用の改善》</p> <p>○監査の結果、那覇第2地方合同庁舎1号館（耐震性能Ⅱ類）は、余剰（約180㎡）の創出が可能であり、那覇第一地方合同庁舎（耐震性能Ⅲ類）に入居し耐震性能が不足する国土地理院沖縄支所（Ⅱ類官署）が移転可能な面積を確保できることが確認された。</p> <p>○このため、国土地理院沖縄支所を那覇第2地方合同庁舎1号館に移転入居させ、耐震性能を有した庁舎の確保及び非効率使用の改善を図る必要があると指摘したもの。</p> <p>《非効率使用の改善及び借受解消》</p> <p>○監査の結果、那覇第一地方合同庁舎は、官署の退去による空きスペース（約2,690㎡）の発生が見込まれ、那覇市内の借受庁舎に入居する沖縄森林管理署、自衛隊沖縄地方協力本部及び那覇防衛事務所（以下「森林管理署等」）が移転入居可能な面積を確保できることが確認された。</p> <p>○このため、那覇第一地方合同庁舎に森林管理署等を移転入居させ、非効率使用の改善及び借受解消を図る必要があると指摘したもの。</p>	<p>◆ 借受解消（財政負担の軽減）について</p> <p>③～⑤の年間借受料（合計）約54百万円</p> <p>③沖縄森林管理署 【借受解消】</p> <p>民間建物</p> <p>④自衛隊沖縄地方協力本部 ⑤那覇防衛事務所 【借受解消】</p> <p>民間建物</p>

# 令和元年度監査指摘事例（関東財務局指摘事案）

《普通財産：道路整備に係る事業用地取得のために保有する代替地のうち、利用が見込まれない財産の引継ぎを求めた事例》

部局名等	国土交通省関東地方整備局	監査対象財産の概要	
対象口座等	<p>①、②【二十世紀が丘代替地、松戸代替地】 所在地：千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町3ほか 会 計：一般会計 土 地：8,085.49㎡（41筆）、台帳価格：約865百万円</p> <p>③～⑨【市川代替地-1、4、7、8、9、10、11】 所在地：千葉縣市川市中国分5-658-2ほか 会 計：一般会計 土 地：9,388.90㎡（73筆）、台帳価格：約862百万円</p> <p>①～⑨合計 土地面積：17,474.39㎡（114筆） 台帳価格：約1,727百万円</p> <p>《参考》本財産の概要等</p> <p>○一般国道298号東京外かく環状道路（千葉県区間）の整備事業用地取得のための代替地（本件事業全体：11口座約21,280㎡を保有）。 本件道路は平成30年6月に開通したものの、交差点拡張に伴う11か所（対象財産の公簿地積約6,350㎡）の用地補償事業は継続している。</p> <p>○平成26年4月の社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、一般会計所属財産とされた。</p>	<p>① 二十世紀が丘代替地（昭和56年外取得） 面積：7,239.10㎡（40筆）</p> <p>② 松戸代替地（平成10年取得） 面積：846.39㎡（1筆）</p> <p>③ 市川代替地-1（平成元年取得） 面積：314.99㎡（1筆）</p> <p>④ 市川代替地-4（平成元年取得） 面積：6,855.84㎡（50筆）</p> <p>⑤ 市川代替地-7（平成元年取得） 面積：1,568.71㎡（15筆）</p> <p>⑥ 市川代替地-8（平成元年取得） 面積：206.62㎡（2筆）</p> <p>⑦ 市川代替地-9（平成元年取得） 面積：155.42㎡（2筆）</p> <p>⑧ 市川代替地-10（平成元年取得） 面積：119.75㎡（2筆）</p> <p>⑨ 市川代替地-11（平成元年取得） 面積：167.57㎡（1筆）</p> <p>※②から⑥及び⑧は、取得後の処分実績なし。</p>	 <p>国土地理院標準地図</p> <p>東京外かく環状道路(千葉県区間)</p>
指摘内容等【検討事項】	<p>○監査の結果、本件事業について、代替地保有の必要性は認められるものの、監査対象9口座の処分については、長期間実績がない、又はごくわずかであることが確認された（過去10年間の処分実績は、①の1筆のみ）。</p> <p>○このため、本件事業について、用地補償対象財産の規模並びに代替地の保有状況及び処分実績を踏まえ、代替地の保有の必要性を精査の上、利用が見込まれない財産については、未利用国有地の創出・有効活用の促進や売却による財政貢献を図る観点から、財務局へ引き継ぐ必要があると指摘したものの。</p>	<p>①二十世紀が丘代替地</p> 	<p>④市川代替地-4</p> 